

令和元年12月

福島県内のB型肝炎患者・ご家族の皆様
保健所など行政の感染症対策部局 各位
肝炎治療に携わる医療機関 各位

【連絡先】〒951-8062

新潟市中央区西堀前通1番町703番地 西堀一番町ビル601号室

全国B型肝炎訴訟福島原告団

全国B型肝炎訴訟新潟弁護団

(代表 弁護士足立定夫)

TEL025-223-1130 / fax025-378-1662

集団予防接種による

B型肝炎特別措置法 説明会・個別相談会のご案内

平成24年1月、集団予防接種によるB型肝炎患者に対する給付金支給特別措置法が施行されました。この法律は、一定の要件を備えたB型肝炎患者に国が給付金（キャリア・慢性肝炎・肝硬変・肝ガン・死亡まで症状に応じて50万円～3600万円）を支払うという制度です。

この間、私ども「全国B型肝炎訴訟弁護団・原告団」に寄せられた相談は4万5千件を越え、30000人(新潟地裁では1138人)を超える患者・遺族が国に給付金請求申立（和解手続）をし、うち24000人(新潟地裁では949人)を超える患者及び遺族が和解により給付認定をされました。

福島在住のB型肝炎患者から、新潟弁護団に寄せられた相談は700件を越え、令和元年11月29日までに、提訴1138名のうち福島在住の方は342名、和解された949名のうち福島在住の方は296名です。相談者の多くは、報道機関・保健所等の行政機関や病院からの情報を聞いての問い合わせです。

新潟弁護団は、福島原告団（24年9月発足）と協力して、主に福島県内の皆様を対象に特措法の説明会、個別相談を実施しております。詳しくは本書裏面をご覧ください。

特措法は、B型肝炎患者のうち一定の要件を備えた方を対象に給付金を支給する制度であり、国の推定では該当者は40万人を超えるとされております。

申請手続きには抵抗感もあるようです。また母子感染を指摘され諦めた方もおられますが、母子ともども要件を備えた二次感染として救済された例、母親死亡の場合にも年上の兄姉の検査により要件を認められ給付を受けた例が多くあります。

昭和23年から昭和63年までの長きに渡って実施されてきた集団予防接種によるB型肝炎感染について、国の給付金制度ができたことを周知され、福島県の患者が一人でも多く救済されるよう、報道・行政・医療機関におかれましては、相談会及び原告団・弁護団の連絡先をご紹介いただきたくお願い申し上げます。

以上

★★弁護士によるB型肝炎特措法電話相談会★★

(集団予防接種によるB型肝炎患者に対する給付金支給特別措置法及び認定手続きについて)

【個人情報厳守】

日時 2020年 3月 7日(土) 午前10時～正午(12時)
2020年 5月 16日(土) 午前10時～正午(12時)
会場 全国B型肝炎訴訟新潟事務所(新潟市)
内容 B型肝炎特別措置法に基づく給付金支給手続に関する相談
電話相談 相談料無料 (通話料はかかります。)
電話番号: 025-223-1130

★★★弁護士によるB型肝炎特措法無料相談会★★★

※ 事前お申込みが優先ですが、当日、会場においてもお受けいたします。

※ 担当弁護士お決まりでご来場予定の方は、事前に事務局へご連絡下さい。【個人情報厳守】

日時・場所

<会津若松市会場>

2020年 3月14日(土) 13時30分～16時(受付15時まで)
会津アピオスペース(2F) 研修室 会津若松市インター西90

<郡山市会場>

2020年 4月11日(土) 13時30分～16時(受付15時まで)
～会場が決まり次第お知らせいたします～

<いわき市会場>

2020年 5月 9日(土) 13時30分～16時(受付15時まで)
いわき市労働福祉会館 中会議室1・2 いわき市平字堂ノ前22

<福島市会場>

2020年 5月23日(土) 13時30分～16時(受付15時まで)
～会場が決まり次第お知らせいたします～

内容 特措法に基づく救済や手続の内容、弁護団への依頼の方法等を、弁護士が分かりやすくご説明します。

※裁判手続への参加を検討しておられる方には詳しい資料をお送りしますので、
下記までお気軽にお電話ください。

<お問い合わせ先> 全国B型肝炎訴訟新潟事務所

全国B型肝炎訴訟新潟弁護団 代表 弁護士足立定夫(新潟県弁護士会所属)
〒951-8062 新潟市中央区西堀前通1番町703番地 西堀一番町ビル601号
TEL 025-223-1130 FAX 025-378-1662
<http://www.b-kan.niigata.jp/>